

N o 3 - 2 医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p><b>令和2</b>年度医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する<b>令和2年</b>4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は<b>令和2年</b>4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <b>補助対象事業の実施中又は終了後に、高知県外への異動や退職等により</b>、第3条第3号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) (略)</p>	<p><b>平成31</b>年度医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する<b>平成31年</b>4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は<b>平成31年</b>4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 補助対象事業終了後、第3条第3号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合には、ただちに理事長に協議すること。</p> <p>(9) (略)</p>

新	旧
<p>第8～9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。<u>ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月10日までに理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、<u>令和2年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和2年度補助額は、令和2年9月を目途に決定する。</u> <u>9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</u></p> <p>(別表) (略)</p>	<p>第8～9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成31年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(別表) (略)</p>